



令和3年度 町立小中学校で働く学校補助教員を募集します

☎ 子ども教育課 ☎ 687-1594(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線273)

須恵町教育委員会では、令和3年度に町立小中学校で働く学校補助教員(会計年度任用職員)を募集します。職員の補充が必要になったときは、選考の上、随時面接を行います。募集職種は下表のとおりです。

募集職種	少人数指導・学級サポート	通級指導教員	特別支援教育対応講師
業務内容	1学級38人以上となる学年の学習指導補助	通級指導教室での児童生徒の学習指導補助	特別支援学級での児童生徒の学習指導補助
賃金	1,292円～/時給(地域手当含む)		
勤務形態	配属された小・中学校の勤務時間による(1日 7.75時間) 原則として学校がある日(児童生徒が登校する日)のみ *年間勤務日数 210日以内(有給休暇含む) *春休み・夏休み・冬休みは原則として勤務はありません。		
登録資格	教員免許を有する人 ※教員免許更新講習を修了していること(対象者のみ)		
加入保険など	社会保険・厚生年金・雇用保険・介護保険(40歳以上)		
各種手当	通勤手当、期末手当(賞与)など		
提出書類	須恵町会計年度任用職員登録申請書 保有する教員免許状の写しもしくは更新講習修了確認証明書の写し		
提出先	子ども教育課 2階窓口		

※ 募集した全員が雇用されるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。



令和3年度 町立の園(保育園・認定こども園など)で働く保育士・保育補助・栄養士・調理員を募集します

☎ 子ども教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線152)

町立保育園・認定こども園などで勤務する会計年度任用職員(非常勤の公務員)を募集します。詳しくは下表をご確認ください。また、採用にあたっては随時、面接を行います。

募集職種	条件	1日勤務時間	勤務日数	給与	勤務場所	
保育士	クラス担任	保育士資格・幼稚園教諭免許を有する人	7時間45分	月21日程度	月額193,132円～	町立保育園 または 認定こども園
	フルタイム	または保育士資格を有する人	7時間45分	月21日程度	月額164,194円～	
	パート		7時間45分以内※	要相談※	時給 1,008円	
保育補助	パート	保育士資格・幼稚園教諭免許の有無は問わない	朝・夕の各3時間程度		時給 951円	
			7:30～3時間	要相談※		
栄養士	フルタイム	栄養士資格を有する人	7時間45分	月21日程度	月額159,636円	
			調理師免許を有する人	7時間45分	月21日程度	月額157,304円
調理員	パート	調理師免許の有無は問わない	7時間45分以内※		時給 951円	
			要相談※			

※ 勤務形態に応じて、社会保険ならびに雇用保険(週20時間以上の勤務かつ月額88,000円以上となった場合)へ加入、または雇用保険のみ加入する場合があります。

- ▶ 各種手当 通勤手当、期末手当(賞与)など有り
- ▶ 提出書類 ①須恵町会計年度任用職員履歴書 ②該当する職種の資格証(免許証)の写し
- ▶ 提出先 子ども教育課 1階4番窓口

☎…問い合わせ先



令和3年度幼児教育・保育無償化の手続きについて

☎ 子ども教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線153)

4月から下表の対象施設を利用予定の人は、保育料無償化の対象となるために施設等利用給付認定の申請をする必要があります。また、②③施設を利用する場合は、さらに保育認定を受ける必要があります。

いずれも、利用希望日前の申請が必要です。(基本は利用開始日1か月前まで)

	対象施設	対象児童	必要な書類
①	未移行私立幼稚園	3～5歳児まで	・「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」 ・「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」 ・保育認定に必要な書類(就業証明書など)
②	幼稚園・認定こども園の預かり保育	(0～2歳児までは非課税世帯のみ)	
③	届出保育施設	令和3年4月1日時点の年齢	・「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」 ・保育認定に必要な書類(就業証明書など)

※保育認定を受けるには:保育が必要な理由がわかる書類の提出が必要です。

例)就業証明書 月64時間以上の勤務が要件

※令和3年度の認可保育所申し込みをして入所保留(待機)になり、②③施設を利用する人は、認可保育所申し込み時、保育認定に必要な書類(就業証明書等)は提出済みですので、変更がなければ「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」のみ提出してください。

【今回の手続きが不要な人】

- ・既に施設を利用し、認定を受けている人(無償化対象の人)で状況に変更がない場合(後日、役場から現況届の案内をします。)
- ・0～2歳児で市町村民税課税世帯の場合(無償化対象外です)

申請書などは須恵町のホームページからダウンロードできる他、子ども教育課1階窓口で配布しています。(対象施設によっては、申請書などを配布しているところもあります。)

詳しくは、須恵町役場 子ども教育課までお尋ねください。



児童扶養手当を受けている人へ JR特定者用定期乗車券割引制度をご活用ください

☎ 子ども教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線153)

ひとり親家庭などで児童扶養手当の支給を受けている人およびその世帯員が、通勤に伴うJR通勤定期券を購入する際に、子ども教育課で発行する特定者資格証明書と特定者用定期乗車券購入証明書を提示することにより3割引で購入できます。
※学生の通学定期購入には使えません。

- ▶ 対象者 児童扶養手当受給者およびその世帯員
- ▶ 証明書の交付に必要なもの
 - ・児童扶養手当の証書(福岡県発行の緑色で四つ折りの証書)
 - ・証明写真(縦4cm×横3cmで、6か月以内に撮影した正面上半身のもの)

※証明写真は、この制度を利用する人の写真が必要です。

- ・印鑑(認印でも可)

※申請後、特定者資格証明書と、特定者用定期乗車券購入証明書を発行します。

発行までに少し時間がかかりますので、時間に余裕をもってお越しください。

- ▶ 定期券の購入
 - ・子ども教育課で発行された「特定者資格証明書」と、「特定者用定期乗車券購入証明書」を、JRの駅窓口にて「通勤定期購入申込書」と共に提出し、定期券を購入。
 - ▶ 有効期限 証明書にはそれぞれ有効期限があります。継続して利用する場合は、再度交付手続きが必要です。
 - ・特定者資格証明書 1年
 - ・特定者用定期乗車券購入証明書 6か月
 - ▶ 問い合わせ先
 - ・金額や定期券についてはJR駅窓口へ
 - ・特定者資格証明書・購入証明書については子ども教育課へ

☎…問い合わせ先